令和８年度　事 業 計 画 書

社会福祉法人　光輪会

１．運営方針及び個別方針

（ｉ） 運 営 方 針

令和８年度は、国際社会の不安定化と国内構造問題が複合的に進行する中で迎えることとなる。世界情勢においては、地域紛争の長期化、エネルギー価格や資源価格の高止まり、為替変動等の影響により、経済の先行きは依然として不透明である。また、多くの先進国において少子高齢化が進行し、介護・医療分野の人材不足は国際的課題となっており、外国人材の確保競争は年々激しさを増している。

我が国においても、急速な少子高齢化と生産年齢人口の減少により、介護人材の不足は深刻さを増している。加えて、物価上昇や社会保障費の増大、介護報酬改定の影響など、法人経営を取り巻く環境は厳しさを増している。一方で、政府は処遇改善加算の拡充、ICT 導入支援、外国人介護人材の受入れ拡大、科学的介護の推進などを進め、持続可能な介護提供体制の構築を図っている。社会福祉法人には、こうした政策動向を的確に踏まえつつ、地域福祉の中核として安定的かつ質の高いサービスを提供し続ける責務がある。

本法人は、**「共に成長し、未来を創る」**を基本方針とし、長期計画・中期計画の達成に向けた実践重視の一年と位置付ける。本年度は「人手の確保」「人材の育成と定着」「生産性の向上」を三本柱とし、三位一体の改革を着実に推進する。

まず、人手の確保においては、処遇改善を着実に実行し、政府の新たな処遇改善加算は全額を職員給与に充当する。また、交通費の引き上げ等により就労環境の改善を図り、安心して働き続けられる職場づくりを進める。さらに、外国人材については在留状況や将来設計を把握した上で計画的に特定技能人材を採用し、日本語教育や資格取得支援体制を整備する。

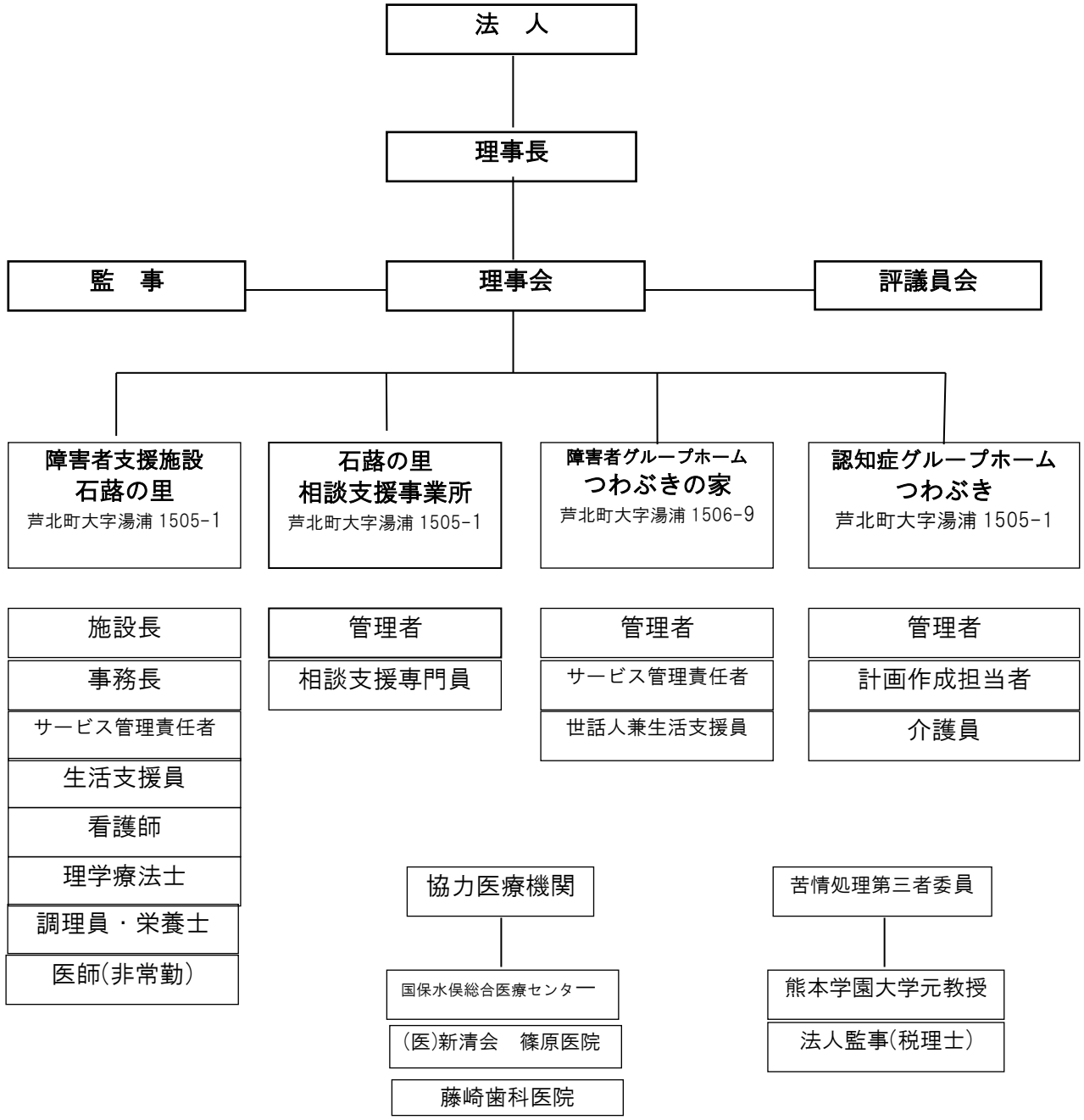
次に、人材の育成と定着においては、OJT の充実、外部研修への積極的参加、e ラーニングの体系的活用等により、職責別教育を実施する。科学的根拠に基づく介護技術の確立を図り、新人から管理職まで段階的に専門性を高める。また、資格取得費用の補助や受験時の有給配慮など、学び続ける職員を支援する体制を強化する。

さらに、生産性の向上については、ICT の活用、記録業務の効率化、排泄センサーの活用、ノーリフトケアの推進等を通じて職員の身体的・時間的負担を軽減する。業務改善と 5S 活動を徹底し、間接業務を削減することで、利用者様と向き合う時間を創出する。

私たちは、福祉サービスを利用される方々が、本来は支援を望んでいないかもしれないという事実を深く認識しなければならない。自らの意思とは関わりなく、やむを得ず対人援助サービスを受けている可能性があることを常に胸に刻み、その人らしい生活を支える謙虚な姿勢を持ち続けることが、専門職としての原点である。

本年度は、100 年続く法人経営を見据えた基盤整備の重要な一年である。社会情勢の変化を的確に捉え、実践を積み重ねることで、利用者様・職員・法人の三者がともに幸せを実感できる持続可能な組織づくりを推進する。

●光輪会の組織体制



（ⅱ） 個 別 方 針

（1）施設入所支援『障害者支援施設 石蕗の里』

令和８年度においても、施設入所支援は夜間帯を中心とした支援サービスとして、利用者の安全確保と快適な生活環境の維持を基本とする。特に、安定した睡眠の確保は健康維持および生活リズムの安定に不可欠であることから、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行う。

また、重度化・高齢化への対応力向上を目的として、職員の専門性向上を図るための内部研修および外部研修への参加を積極的に推進する。あわせて、感染症対策、予防医学、服薬管理等の知識の習　得に努め、医療機関との連携強化を図る。

施設設備については、安全性・快適性の維持向上を図るため、定期点検および計画的な修繕・整備

を実施し、効率的かつ適切な運用に努める。

（2）生活介護『障害者支援施設 石蕗の里』

生活介護は、利用者一人ひとりが有する能力を最大限に発揮し、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
個別支援計画に基づき、利用者の特性や希望に応じた支援を実施し、身体機能の維持・向上を図るリハビリ活動、創作活動、レクリエーション等を計画的に展開する。また、季節感を取り入れた行事を実施し、生活に潤いと楽しみを提供する。
さらに、家族との連携を強化し、家庭では補いきれない支援を担うことで、利用者の生活の質（QOL）の向上を目指す。

（3）短期入所『障害者支援施設 石蕗の里』

短期入所事業は、在宅で生活する障害者およびその家族を支える重要なサービスである。本年度も施設入所支援と連携し、空床を有効活用しながら安定的な受入れ体制を確保する。
家族の介護負担軽減（レスパイトケア）の役割を果たすとともに、利用者の心身機能の維持・向上および生活環境の安定化を支援する。利用希望に柔軟に対応できる体制整備に努め、地域ニーズに応じた効率的な運用と利用拡大を図る。

（4）相談支援事業『石蕗の里 相談支援事業所』

水俣市および葦北郡各町から委託を受けた相談支援事業については、在宅障害者の生活向上を目的とし、適切なサービス利用につなげる個別支援計画の作成および継続的モニタリングを実施する。特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援（精神科病院退院支援等）を包括的に実施し、関係機関との連携を一層強化する。地域共生社会の実現に向け、きめ細かな情報提供と相談対応を行い、在宅支援と施設支援の円滑な接続を図る。

（5）障害者共同生活援助（グループホーム） 『グループホーム つわぶきの家』

開設から１７年目を迎える本年度は、これまで培ってきた支援体制を基盤に、より個別性の高い支援を展開する。
利用者の障害特性や生活課題は多様であるため、個別支援計画に基づき、日常生活支援に加えて自立に向けた訓練や目標設定を行う。安心して地域生活を継続できるよう、関係機関や家族との連携を密にし、安定した生活基盤の確立を支援する。

（6）認知症対応型共同生活介護 『グループホーム つわぶき』

開設２２年目を迎え、地域密着型サービスとして２ユニット定員１８名の運営を継続する。
認知症高齢者が少人数で家庭的な環境の中、安心して生活できるよう支援することを基本とし、入浴・排せつ・食事等の日常生活支援および機能訓練を通じて、残存能力の維持・活用を図る。
今後も、ご家族の思いを大切に受け止め、利用者本位の支援を徹底し、安全管理体制の強化および職員の認知症ケア専門性の向上に努め、信頼される施設運営を推進する。

２ 職員の配置体制・勤務体制・人材の確保および育成

(1) 職員の配置体制

職員の配置体制は、各事業の指定基準および運営規程に基づき、提供するサービス内容並びに利用者の障害支援区分、要介護度および利用人数等を総合的に勘案し決定する。利用者数の増減並びに重度化・高齢化に伴い必要人員数は変動することから、常時実態把握に努め、基準を満たす適正な配置体制を維持するものとする。

① 運営規程に定める人員については、常勤換算方式により算定し、必要人員を確実に確保する。

また、勤務実績管理を徹底し、法令遵守および安定的な事業運営の確保を図る。

② 配置体制は職種ごとに区分し、各事業に管理者を配置する。障害者支援施設および認知症グループホームについては専任配置とし、その他の事業については、業務の効率性および専門性を確保した上で兼務配置とする。

③ サービス管理責任者は、障害者支援施設および障害者共同生活援助（つわぶきの家）に専任で配置する。障害者支援施設は２名体制を維持し、つわぶきの家は１名体制とする。なお、利用者の状況に応じ、必要に応じて体制の強化を検討する。

④ 看護師、栄養士、理学療法士については、有資格者を適正数専任で配置し、医療的ケア体制および機能訓練体制の充実を図る。

⑤ 生活支援員および介護職員については、有資格者比率の維持向上を目標とし、計画的な資格取得支援および内部研修を実施する。

⑥ 兼務職員およびパートタイム職員についても、勤務時間帯および事業特性を踏まえ、効率的かつ効果的な配置を行う。

⑦ 医師については、施設の実情に応じ、非常勤医師による定期診療体制を維持するとともに、医療機関との連携強化を図るものとする。

○ 配置体制　人員

(1) 施設入所支援

施 設 長　1名	ｻｰﾋﾞｽ管理責任者　2名	事 務 員　5名
生活支援員　42名	理学療法士　2名	看 護 師　6名
栄 養 士　1名	調理員　7名	その他（部長・事務長）2名

(2) 生活介護　（施設入所支援と兼務とする。）

(3) 短期入所　（施設入所支援と兼務とする。）

(4) 障害者グループホーム

管 理 者　（兼務）	ｻｰﾋﾞｽ管理責任者　1名	生活支援員　8名
世 話 人　（兼務）		

(5) 相談支援事業

管 理 者　（兼務）	相談支援員　2名	

(6) 認知症グループホーム

管 理 者　1名	計画作成担当者　1名	介 護 員　18名

(2) 勤務体制

職員の早出・日勤・遅出・夜勤等の勤務体制は、利用者に対する質の高いサービス提供を最優先とし、各事業の特性および利用者の心身状況に応じた適切なシフト編成を行う。

① 利用者の重度化・高齢化に対応するため、時間帯ごとの業務量を精査し、効率的かつ安全性を確保した勤務割を実施する。

② 夜間帯における安全管理体制を強化し、緊急時対応マニュアルの周知徹底を図る。

③ 職員の心身の負担軽減を目的に、時間外労働の削減および年次有給休暇取得の促進に努め、働きやすい職場環境の整備を推進する。

④ 感染症・災害等に備え、業務継続計画（BCP）に基づいた代替勤務体制および応援体制を整備する

(3) 人材の確保および育成

サービスの質の維持・向上を図るため、新規学卒者および中途採用者の確保を継続するとともに、深刻化する人材不足への対応として外国人材の計画的な採用・育成・定着支援を重点的に推進する。地域内外からの人材確保に向けて、求人活動の強化、職場見学の積極的受入れ、実習生の受入れを進め、関係機関との連携を強化しながら安定した人材確保体制を構築する。

外国人材については、特定技能人材の受入れ体制を整備し、在留状況や将来設計を把握したうえで計画的な採用を行う。日本語能力向上支援、実務者研修受講支援、介護福祉士国家資格取得支援を実施し、第38回試験より導入されるパート合格制度も見据え、複数回受験が可能な体制を整える。あわせて、業務マニュアルの多言語化、相談体制の整備、指導担当者の配置による明確なOJT体制を構築し、文化的背景を尊重し合える職場風土の醸成に努める。

日本人職員については、経験や資格を活かした適材適所の配置を行うとともに、定年65歳、70歳までの再雇用制度を活用し、健康状態および業務意欲を勘案しながら、経験を活かせる業務への配置を推進する。退職者が見込まれる場合には計画的な人員補充を行い、ハローワークや人材紹介機関、監理団体との連携を強化する。

処遇改善については、介護職のみならず他職種も含めた改善を進め、令和8年4月より交通費を引き上げる。政府の新たな処遇改善加算は全額を職員給与として支給し、職員が安心して働き続けられる環境を整備する。

人材育成・定着の強化においては、キャリアパス制度の明確化、資格取得支援制度の充実、定期面談の実施により働きがいのある職場づくりを推進する。科学的根拠に基づく介護技術の確立を目指し、新人・中堅・ベテラン・管理職それぞれの職責に応じた体系的教育を実施する。外部研修への積極的参加と内部研修の体系化を進め、eラーニングの活用を通じて専門性の向上を図る。

また、ICT活用や業務見直しにより介護職の間接業務を削減し、利用者様と向き合う時間の確保を目指す。さらに、5Sの視点に基づき、整理・整頓・清掃・清潔・躾を徹底し、安全で働きやすい職場環境を整備する。

以上の取組を総合的に推進し、人材の確保と育成、定着を一体的に進めることで、持続可能な組織基盤の強化を図る。

3　利用者定員、対象者

(1)　利用定員

利用定員は、前年度に引き続き事業認可の時点で定めたとおりである。各事業の利用定員は、次のとおりである。

施設入所支援	定員	５０名	【 障害者、総合支援適用 】
生活介護	定員	６０名	【 障害者、総合支援適用 】
短期入所事業	定員	５名	【 障害者、総合支援適用 】
認知症グループホーム	定員	１８名	【 高齢者、介護保険適用 】
供用型デイサービス	定員	３名	【 高齢者、介護保険適用 】
障害者グループホーム	定員	１０名	【 障害者、総合支援適用 】

(2)　対象者

対象者は、障害者総合支援法の判定基準に基づき判定された障害者の方々である。障害者支援施設の利用者と、障害者福祉サービス事業の利用者であり、これらの実施する指定事業と指定施設においては、市町村の判定に基づき、受給者証の交付を受け、利用契約を締結した人が施設入所や福祉サービス利用の対象者である。

(3)　認知症グループホーム

グループホームの利用者は、認定審査会を受けた人で、当該市町村から介護保険受給者証の交付を受け、利用契約を締結した人である。

4　利用日、利用時間

(1) 総合支援法に基づく指定施設の利用日及び利用時間を継続し、各事業の運営規程及び利用契約に基づき、運営を行っていく。

① 日中支援の生活介護は、通常、月曜日から日曜日までとし、時間は送迎を除いて９時３０分から、１６時３０分とする。創作活動、機能訓練等の行事内容を充実させるとともに、魅力ある行事日課に編成を工夫して、利用の拡大に繋げて行く。

② 施設入所支援は通年の契約によるもので、定期的に作成されるケアプランに基づいたサービスを確実に実行することと、利用者の生活に密着した利用時間が得られるよう充分に配慮する。

③ 短期入所は市町村の利用日数の給付量に沿ってサービスの提供を行う。日中支援同様に利用の拡大に努め、満足な成果が得られるよう、サービスの内容を工夫して行く。

(2) 介護保険法の適用事業の開設される利用日

認知症グループホームの利用日と利用時間が対象で、利用契約に基づき定められた期間とする。

５ 利 用 料

(1) 福祉サービスの利用者は、原則として総合支援法による介護給付費が、又介護保険対象の利用者には介護保険給付費があり、公費負担のほかに、利用者からの応益負担による利用料負担と、食費や光熱水費の負担がある。

(2) そのほかに利用契約に基づいて特定費用の負担がある。これは、施設入所支援、生活介護、短期入所、障害者グループホーム及び認知症グループホーム等それぞれの利用者について、その利用形態に応じて算定される利用料及び費用の負担となる。

(3) 利用契約に基づき利用者の個人利用による費用については、その月の翌月に利用者負担金としてその都度徴収することとなる。

自立支援費関係の事業 （法人で徴収するもの）

事業種別	介護給付費	自己負担	食 費	日用品費	住居費	その他
施設入所支援	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
生活介護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
短期入所	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
障害者共同生活介護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	定 額	実 費

介護保険関係の事業 （法人で徴収するもの）

事業種別	介護給付費	自己負担	食 費	日用品費	住居費	その他
高齢者共同生活護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	定 額	実 費

６ 給 食

(1) 利用者の食事の調理業務は、昨年から、富士産業株式会社が全面撤退し２年が経過した、施設独自で食事の提供を行なっている。従業者は施設の職員になり、栄養管理も担当することになった。 基本的には障害者自立支援法に基づく基準を基礎として調理を行っていく。

(2) 献立は、給食会議や利用者の嗜好調査に従い、旬の食材を効果的に活用することを基本に栄養士が策定する。調理は、調理員が計画献立に従い調理する。配食は主に生活支援員が担当する。また、ご飯、汁物については温かいものを提供していく。

(3) 特別食･治療食等は、利用者の健康状態、咀嚼、その他の状況により、主治医の指示又は看護師の指導により、普通食の外、きざみ食とミキサー食は調理室で、経管食は医務室で調製し、利用者の状態に対応した食事を提供する。この間退院後や通院等の利用者に対しては、医療機関や主治医からの指示等、情報の伝達・連携を蜜にして対応する。また、見た目も本物と変わらないソフト食も提供していく。
(4) 行事食は、年間を通じ、施設開園記念日、その他季節ごとの節季・祝祭日等に提供する。 利用者の誕生日には希望献立により誕生祝を行う。施設外の行事の場合には、それぞれの必要に応じて、弁当やその他の行事食を提供する。
(5) 認知症高齢者共同生活介護事業によるグループホームの給食は、献立作成から調理までを利用者及び職員の共同作業により作成し提供する。
(6) 障害者グループホームの給食については、障害者支援施設の施設入所支援に準じた体制で、本体調理室での調製により提供する。朝食と夕食はホーム食堂を利用し、昼食は、本体の生活介護に参加し本体の食堂を利用している。
(7) 近年、食中毒及び感染症の流行等、給食業務の周辺には神経を使う事態が多く、予防には、細心の注意を払い万全を期するよう心掛ける。

7　職員会議等

(1) 職員会議や各職域の代表者による運営会議を毎月１回開催する。又各職域の代表者による定例会議として毎週１回開催し、施設の管理運営の状況、当面する問題、その他必要な情報の交換と共　有化を図り、絶えず施設内外の状況及び利用者の現況の把握に努める。
(2) 支援計画会議は、利用者の生活、疾病、排泄及び給食等の処遇事例の課題に応じて随時に開催し、利用者の生活支援の細部を協議する。
(3) 給食会議は、定期的に毎月１回開催し、利用者の嗜好食品や、希望献立を把握するとともに、翌月の給食計画、行事食、その他給食管理等の必要な事項を協議し決定する。
(4) 介護・医務・事務・認知症グループホーム及び障害者グループホーム職員等の会議を別表の通り開催し、そのほかに安全衛生委員会、業務改善委員会等について、定例又は必要の都度、随時開催し、当面する課題について協議する。
(5) そのほか各職域を網羅した全職員により、環境管理、地域支援広報、サービス及び研修の４つの活動委員会を組織し、会議は必要の都度開催し委員会活動の協議を行い、利用者生活の向上と施設経営の活性化に寄与する。

定例的会議の開催

会議名	開催回数	対象者及び人員（１回の参加者予定）
職員全体会議	毎月　　１回	全職員　　53 名
運営会議	毎月　　１回	幹部職員（各職域代表）　　13 名
職員定例会	毎週　　１回	幹部職員（各職域代表）　　13 名
介護職会議	毎月　　１回	生活支援員及び幹部職員　　31 名
入所支援会議	毎月　　１回	介護職主任、医務職職員　　13 名 及び幹部職職員
生活支援会議	毎月　　１回	生活センター・つわぶきの家職員、訓練、　　介護、医務、サビ管　幹部職職員　17 名
事務職会議	毎月　　１回	事務職及び管理職　　7 名
相談支援会議	毎月　　１回	相談支援　管理職　　5 名
清掃担当会議	毎月　　１回	職員及び幹部職員　　5 名

認知症グループホーム会議	毎月　1回	ホーム職員及び幹部職員　24名
グループホーム運営検討会	毎月　1回	ホーム職員全員　21名
各種委員会	毎月　1回	４委員会　延べ52名
給食委員会	毎月　1回	幹部職員、担当職員　13名
安全衛生委員会	毎月　1回	幹部職員、担当職員　13名
虐待防止兼身体拘束防止・適正化委員会	毎月　1回	幹部職員、担当職員　14名
感染対策委員会	随　時	看護師、サビ管、幹部職員　13名
リスクマネジメント委員会	随　時	幹部職員、担当職員　10名
設備管委員会	随　時	担当職員　14名
防災・危機管理委員会	随　時	幹部職員、担当職員　13名

８　職員研修

(1) 職員研修については、全国社会福祉協議会および熊本県社会福祉協議会傘下の関係団体が主催する研修会等に、業務に支障を来さない範囲で参加させるものとする。原則としてオンライン形式を活用し、計画的に受講させる。施設間研修についても目的を明確にし、専門性の向上に資する内容を選定する。
(2) サービス管理責任者、強度行動障害支援者養成研修、相談支援従事者研修等、法令上必要とされる研修並びに資格取得および免許更新等に係る講習については、これを優先して受講させるものとする。受講に当たっては、事業運営に支障を生じさせないよう適切に調整する。
(3) 新規採用職員に対しては、法人理念および倫理綱領、虐待防止および身体拘束適正化、感染症対策、事故防止・リスクマネジメント、個別支援計画の理解等、障害福祉サービスに必要な基礎研修を段階的に実施する。また、介護技術、医療的ケアの基礎、送迎時の安全運転およびリフト操作等について実技研修を行い、習熟度の向上を図る。
(4) 写真および動画を活用した業務マニュアルを整備し、新人介護技術チェック表等に基づき業務習熟度を可視化することで、計画的かつ継続的な指導を行う。
(5) 施設内研修については、職員の人権意識の向上、障害特性の理解、意思決定支援、権利擁護、合理的配慮の実践等を重点テーマとし、外部講師の招へいまたは外部研修受講者による伝達研修により実施する。
(6) BCP（業務継続計画）に基づく防災訓練、感染症対応訓練および緊急時対応訓練を定期的に実施し、危機管理体制の強化を図る。

９　保健衛生と健康管理

(1) 利用者の医療については、協力医療機関および看護職員との連携のもと、疾病の早期発見および早期対応に努める。また、利用者のかかりつけ医師や専門医療機関を適切に活用し、疾病の重症化予防および健康の維持増進を図る。
(2) 利用者の健康診断については、県内の健康管理センターによる検診を活用するとともに、嘱託医師の指導および助言を受けて実施する。あわせて、日常の健康状態に関する情報を継続的に把握・記録し、かかりつけ医師の診療情報等とも連携を図りながら、総合的な健康管理に努める。
(3) 感染症対策については、インフルエンザ等の季節性感染症に対し、流行期に合わせて予防接種を実施する。ノロウイルス等の感染症対策としては、平常時より施設出入口における手指消毒、うがいの励行、施設内の定期的な消毒を徹底し、感染拡大の防止を図る。また、オゾン発生装置および加湿器を適切に活用し、施設内の衛生管理および適正な湿度保持に努める。
　さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策として、手洗い、アルコール消毒、うがい、マスク着用および定期的な換気を徹底するとともに、不特定多数が集まる場所への不要不急の外出

を控えるなど、継続的な感染防止対策を講じる。
(4) 職員の健康管理については、労働安全衛生法等の規定に基づき定期健康診断を実施する。生活習慣病予防健診は全職員を対象に年１回、夜勤従事職員については６か月に１回実施する。また、腰痛予防健診についても、関係職員に対し６か月に１回実施する。
　加えて、労働安全衛生法の規定に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、全職員を対象に年１回のストレスチェックを実施する。
(5) 施設設備の衛生管理については、洗面所、トイレ、浴室等を重点的に清掃し、常に清潔を保持することにより感染症の予防に努める。飲料水の水質検査および滅菌剤の適正投与、浴槽水のレジオネラ菌対策としての水質検査および消毒を実施し、設備衛生管理の徹底を図る。
(6) 排水溝および排水設備等については、定期的または必要に応じて清掃を実施し、害虫の発生防止および衛生的な環境の維持に努める。

１０　防災、危機管理

(1) 近年災害の発生の種類も多様化し、発生の頻度も多くなり、被害の規模も大型化しており、地震、風水害等は、地域全般を被災地化する災害であるので、行政機関等との連携を強化して、的確な情報の把握を万全にし、被害を最小に止めるように努めるとともに、総合防災避難訓練を実施する。
(2) 火災対策は、避難訓練を含め、消防、防災関係の法令及び施設運営管理の基準の規定に従い、概ね年４回程度の実施を予定し、災害訓練、消火避難訓練など組み合わせて実施し、緊急のときの利用者の保護、安全の保持に努める。
(3) 自然災害や感染対策として、予防設備の整備とともに、地域一円の罹災を考えると、生活用品の備蓄も大切であり、特に利用者の生活の維持に関して食糧、飲料水を始め、介護用消耗品類、医療用薬品類、介護用機器及び医療用機器類を常備・確保する。
　非常用電源設備については、太陽光発電と、平成３０年度に全施設に電気を供給できる大型の非常用発電機、令和元年度には入浴用温水器関係の大型非常用発電機を整備したところである。
(4) 石蕗の里は、芦北町から要支援者の避難施設として指定を受け、又、地元の湯北地区からも緊急時の避難場所の要請を受けていることから、法人の施設利用者と職員だけでなく、それらの人員数を加算した避難計画、備蓄計画を策定し、体制作りを推進する。
(5) 危機管理の発端は、個人情報の管理である。個人の情報は完全に保護されなければならない、そのためには、職員の在職中は勿論、退職後も職務上知りえた個人情報の保護について、誓約書を提出し、保護することが義務付けられている。その他、日常のいろいろの場面や事項における個人の情報は確実に保護されるよう徹底させる。
(6) 危機管理について、自分の安全は、自分の意志で行動できない利用者、又、職員としても自己の安全を自分の意思で確保することが困難な事態に遭遇することもあり得ることを想定して、普段から、それらの防止に向けた教育研修、訓練等を実施しながら体制の整備に努める。

１１　虐待防止

(1) 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、本法人においても虐待防止に関する規程を整備し、組織的な対応体制を構築している。今後も当該規程に基づき、虐待の未然防止ならびに早期発見・迅速対応に努めるものとする。
(2) 障害者虐待には、身体的虐待、身体拘束、性的虐待、放棄・放置（ネグレクト)、心理的虐待および経済的虐待があることを踏まえ、全職員に対し定期的に研修を実施し、権利擁護意識の向上および適切な支援の徹底を図る。あわせて、日常の支援場面における言動の振り返りや支援困難事例の共有を通じ、虐待の芽を早期に察知できる職場環境の整備を推進する。
(3) 虐待防止委員会を定期的に開催し、事例の検証、再発防止策の検討および職員への周知徹底を行うとともに、相談・通報体制を明確化し、通報者の保護を徹底する。

(4) 身体拘束については、利用者の生命または身体の安全を確保するため緊急やむを得ない場合を除き、これを行わないことを原則とする。やむを得ず実施する場合は、切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たすことを確認した上で、家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、実施状況を記録し、定期的な検証を行い、早期解除に向けた取組を徹底する。
(5) ベッドモールの使用についても前項と同様に、家族等との協議および承認を得た上で実施し、使用状況の記録および定期的な見直しを行うなど、適正な運用を図る。
(6) 今後も、利用者一人ひとりの尊厳を守り、安全かつ安心して生活できる環境の確保に努めるものとする。

１２　苦情処理・リスクマネジメント

(1) 苦情やリスクを負うということは、支援を提供する側の内容が正確に機能しないために起こることであり、基本的には支援を提供する側の一人一人が、支援を受ける側の実情を充分に理解し行動することである。そのためには、日頃の業務に取り組みながら、必要な知識・技能を積み重ねるため研修や技術指導等を受け、苦情やリスクの発生の防止に努める。
(2) 施設利用者には、入所利用、通所利用及び短期入所の方がおられるが、毎日の生活の中で職員の無意識の言動が苦情の根源をなすものであるから、常にそのことを念頭にした言動をもってサービスの提供を行い、リスク・苦情の発生予防を図る。
(3) 苦情を受けた場合、発生の原因を探り再発防止の対応を確立することを基本とし、いつでも苦情が言いやすい環境を整備することである。苦情処理委員会、第三者委員会等を活用しながら苦情に対する適確な解決・処理を行う。
(4)　利用者の高齢化・障害の重度化が進み、施設内での転倒事故等が多くなる傾向にある。職員も毎日の行事、日課やケアプランの処理等で、時間に追われる状況ではあるが、研修、会議、業務引継ぎ等綿密に行い対応に努める。
(5) リスクを負う原因の一つに設備・器具の整備不良がある。施設の環境を整備し、設備の点検整備を綿密に行うことと併せて、設備、器具類の取り扱いの研修や講習等を実施し職員全員の認識を高めることにより、リスクの排除に努める。

１３　行事、クラブ活動

(1) 行事は、利用者の交流親善を目的に施設間で行なうもの、そのほか地域との交流、日常生活の気分転換、生活用品の購入、及び娯楽の享受等、必要に応じて月平均２回を目安に計画する。県内の各種団体の招請による行事にも、可能な範囲で参加する。なお、コロナ禍にあっても、感染対策を徹底したうえで園外行事も行っていく。

年間行事予定表

月	日	主な行事内容	月	日	主な行事内容
4月	上旬 上旬 下旬	青空食事会（施設中庭） 花見ドライブ 諏訪宮祭見学・食事	5月	上旬 上旬 14 日 24 日	新茶会 端午の節句(料理) 親善風船バレー大会 IN 人吉 家族会総会
6月	４日 上旬 26 日	みどりのバーベキュー大会 衣更え オセロベーム大会　IN 人吉	7月	7 日 下旬	七夕 土用の丑の日（料理） 遠距離ショッピング
8月	14 日 19 日	利用者自治会 つわぶき納涼祭	9月	15 日 18 日	敬老祝賀会 利用者懇談会 遠距離ショッピング

10 月	1 日 中旬 下旬	開園 45 周年記念祝賀会 １５夜 コスモス見物 近距離ショッピング	11 月	上旬	芦北町文化祭出品
12 月	17 日 21 日 30 日	クリスマス忘年会 迎春準備（～30 日） 餅つき	1 月	1 日 上旬 上旬 16 日 14 日 27 日	元旦　　正月お節料理 初詣ドライブ 新年会 利用者自治会 利用者実会 石蕗の里・つわぶきの家 地域推進連携会議
2 月	3 日 中旬 11 日	節分・豆まき 宮崎野球キャンプ見学 利用者・職員懇談会	3 月	3 日 下旬	ひな祭り 花見ドライブ

(2) クラブ活動としては、生活介護の日中支援の活動として終日提供されるため、施設内でのそれぞれの発案や、利用者の要望等を聞きながら、経費や方法を検討し、皆様の満足が得られるものとしてカラオケ大会、習字、手工芸、切り絵、絵画、DVD 鑑賞等を実施していく。

１４　広報誌等

(1) 機関紙は季刊で、年 4 回発行する。主に、利用者の生活の近況を家族に情報提供し、施設・事業及びグループホームの行事の報告、案内を行なう。その他には法人の情報開示等にも活用する。配布先は、利用者家族、県内施設、法人役員、取引の業者、行政機関及び町の民生委員等である。
(2) 施設紹介のパンフレットの作成とインターネットブログの整備については、法人・施設の情報を公開し、広く一般の視聴に供している。今後も必要に応じて変更を行い情報開示に努めて行く。
(3) 各種広報活動の中での個人情報の管理については、情報管理基本方針等に従い適正に取り扱う。

１５　備品、器具等の購入・建物改修

(1) 施設における、備品、器具等の整備は、老朽化の程度を検討しながら、逐次、更新を行う。
(2)以上のほかに、緊急を要する場合は、その都度検討しながら対応することとする。

１６　その他

(1) その他としては、法人及び施設を取り巻く地域環境として、県地域振興局を始め１市２町の行政機関、県下の障害者施設協議団体と郡市内の各種福祉施設、団体及び医療、教育関係機関等と関連があり、互いに連携を深めながら、地域の障害者支援施設として使命を果たして行く。また、当法人が経営する石蕗の里及び各事業が、より円滑に運営されるよう情報の共有化を推進して行く。
(2) 芦北町は、地域で発生する災害の要支援者の一時避難収容施設として、既存の社会福祉施設の中から必要な個所を指定しており、石蕗の里もその指定を受けているので、それらに関する対策として、今後においても、災害応急対策に必要な設備の整備・用品の備蓄に努める。
(3) 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画の策定
　石蕗の里は、各種障害及び基礎疾患があり、免疫力の弱い利用者が多い施設であることから、利用者を守り事業を継続するためにも、厚生労働省から出されている『業務継続ガイドライン』を基に、実務に即した行動計画・マニュアルの策定が急がれていた。
　そこで、当法人は、新型コロナウイルスの感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、社会福祉施設としての機能を失うことなくサービスの提供を継続して行っていくために、当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事

業を定めた『新型コロナウイルス感染症発生時におけるＢＣＰ【業務継続計画】』を令和２年度に策定したので、今後も、これに基づき対応していく。